

せたな町耐震改修促進計画
《概要版》

平成20年2月

せたな町

計画の概要

せたな町では、平成5年7月の北海道南西沖地震を経験し、地震や津波などの防災に対する関心は比較的高い一方で、地震に対する安全性の確保のためには住宅や建築物の耐震化が欠かせないと認識はそれほど高くない状況にあります。このような中、安全で安心な暮らしの実現に向けて、町内の住宅・建築物の耐震性の向上に戦略的に取り組む必要があります。

せたな町耐震改修促進計画は、平成18年1月26日改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）」第5条第7項に基づき、「北海道耐震改修促進計画（平成18年12月）」を踏まえ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するために策定するものです。

計画期間は、国及び北海道の計画との整合性を図るため、平成20年から平成27年までとします。

想定地震による建築物・人的被害評価

◆想定地震：3種類の地震を想定しました。

- ①北海道地域防災計画で想定している6つの地震と、中央防災会議の専門調査会で北海道に揺れによる建物被害発生を予測している2つの海溝型地震をあわせた8つの地震のうち、せたな町に最も影響が大きいと想定される地震は「後志沖地震（M7.75）」で、揺れの大きさは主に震度5弱と予測されています。
- ②地震調査研究推進本部で想定している内陸活断層による地震のうちで、せたな町に最も影響が大きいと想定される地震は「黒松内低地断層帯の地震（M7.3）」で、揺れの大きさは主に震度5強と予測されています。
- ③防災対策上の備えが必要という観点から想定する「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」では、揺れの大きさは主に震度6強と予測されています。

◆想定地震による建築物・人的被害評価

せたな町が大きく揺れる想定地震		後志沖地震 (海溝型地震)	黒松内低地断層帯の地震 (内陸活断層の地震)	全国どこでも起こりうる直下の地震 (想定)
地震の規模		M7.75	M7.3	M6.9
せたな町での揺れの大きさ	震度階級	震度5弱	震度5強	震度6強
	計測震度	計測震度4.7	計測震度5.0	—
被害評価 (推計)	全壊棟数 (建築物)	0 (木造0、非木造0)	0.6 (木造0.6、非木造0)	767.1 (木造765.3、非木造1.8)
	半壊棟数 (建築物)	0.5 (木造0.5、非木造0)	31.9 (木造31.8、非木造0.1)	1,459.4 (木造1,454.7、非木造4.7)
	死者数(人)	0	0	7.8
	負傷者数(人)	0.1 (重傷0、軽傷0.1)	4.2 (重傷0.3、軽傷3.9)	190.1 (重傷9.7、軽傷180.4)

※「せたな町での揺れの大きさ（震度階級・計測震度）」と「被害評価（推計）」は、北海道地域防災計画や中央防災会議、地震調査研究推進本部等において想定されている地震に基づく推計値です。

※「せたな町での揺れの大きさ（震度階級・計測震度）」は、役場本庁周辺の揺れの大きさを示しています。

※「全国どこでも起こりうる直下の地震」は、防災上の観点からシミュレーションしたものであり、過去に発生した地震に基づき震源地や発生確率を予測した地震ではありません。

住宅・建築物の耐震化の現況と目標

		現在の耐震化率	減災の目標	将来の推計値(平 27)	耐震化率の目標(平成 27 年度)	
国	住宅	75%	東海地震等の死者数等を半減	—	90%	
	多数の者が利用する建築物	75%			90%	
道	住宅	76%	道内想定地震による建築物被害を半減	—	90%	
	多数の者が利用する建築物	78%			90%	
せたな町	民間戸建住宅	耐震性を有する 2,287 戸	道内想定地震による建築物被害を半減 (耐震化率目標として国・道との整合性を図る)	2,359 戸	90% (自然増減で、93.8%を達成し、目標を上回る)	
		耐震性が不十分 885 戸		157 戸		
		合 計 3,172 戸		2,516 戸		
	民間共同住宅	耐震性を有する 47 棟		96%	47 棟	90% (現状で既に96%を達成し、目標を上回る)
		耐震性が不十分 2 棟			2 棟	
		合 計 49 棟			49 棟	
	民間の多数の者が利用する建築物	耐震性を有する 2 施設		67%	3 施設	90%以上 (耐震性が不十分な民間の特定建築物 1 施設の所有者への指導・助言等に努める)
		耐震性が不十分 1 施設			0	
		合 計 3 施設			3 施設	
	公共の多数の者が利用する建築物	耐震性を有する 17 施設		61%	27 施設	100% (現在利用中で、耐震性が不十分な 10 施設の耐震化に努める)
		耐震性が不十分 11 施設 (現在、未使用施設 1 を含む)			0	
		合 計 28 施設			27 施設	

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法に規定する特定建築物を示します。「特定建築物」とは、不特定多数が利用する特定の用途の建物、一定量以上の危険物を貯蔵・処理する建物、地震時に倒壊し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれのある建物のことです(該当の用途・規模等は、政令で定められています)。

※「耐震性を有する建築物」とは、①昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合するもの、②耐震診断を行った場合に耐震性能を証明できるもの、③耐震改修を行ったものを示します。

※公共の多数の者が利用する建築物(特定建築物)で、昭和 56 年以前建設で、現在利用中のものは以下です。

①北檜山国保病院	②町民体育館	③玉川小学校	④久遠小学校	⑤大成中学校
⑥国民宿舎あわび山荘	⑦平田内小学校	⑧瀬棚養護老人ホーム三杉荘	⑨瀬棚中学校	⑩せたな町瀬棚総合支所

■ 公共建築物の耐震化の取り組み方針

公共建築物の特定建築物で上記表に示した 10 施設について、速やかに耐震診断を実施し、その評価結果に基づき、地域性を勘案し、耐震化対応に関する検討組織により耐震化の方針を位置づけ、平成 27 年度までに計画的に耐震化に努めます。なお、耐震化方針の位置づけに当たっては、施設用途・役割に基づき位置づけられる優先度、専門技術者等の意見、耐震化に係る各施設情報データベース(今後整備予定)による客観的指標などを参考に検討を進めるものとしします。

せたな町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備

- ①耐震診断・改修に係る相談体制の整備
町では建設水道課を窓口建築相談に応じていますが、窓口の充実を図り、耐震診断・改修に係る相談・案内等にも対応します。
- ②耐震診断・改修に係る相談提供の充実
町ホームページを活用し、耐震診断・改修等の情報提供の充実を図ります。
- ③専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内
町内の専門技術者育成のために、北海道や関係機関・団体等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム講習会などの案内・紹介を行います。

2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

- ①地震防災マップ（ゆれやすさマップ）の作成・公表
建築物所有者等の意識啓発を図るため、上記のマップを作成・公表します。
- ②住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布
住宅所有者に地震防災対策等のパンフレットなどを配布します。
- ③一般向けセミナー等の開催
町民に対して、建築物防災週間等の各種行事などの機会に、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。
- ④町内会・自主防災組織等との連携
自ら住む地域が連携して地震対策を講じることが重要です。町は、町内会等に対して、耐震診断や耐震改修の普及啓発資料を配布します。

3 地震時の総合的な安全対策の推進

- ①地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定
◆北海道では、国道 229 号、国道 230 号、道道北檜山大成線を中心として、道路指定しています。町では、地震防災マップ等により周知・公表します。
◆町で指定する「地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)」
【指定道路】 ○道道矢湊東瀬棚停車場線 ○道道八雲北檜山線 ○町道馬場山線
○道道今金北檜山線 ○町道公園通線 ○町道中学校通線
○道道西大里瀬棚停車場線 ○町道中央線 ○町道第 2 旭線
○道道北檜山大成線 ○町道白泉常磐線
※地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路):
地震直後からの緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために指定する道路
- ②公共建築物・避難所等の耐震化に係る施設情報のデータベース化
公共建築物・避難所等の耐震化の推進に向けて、これら建築物の耐震化に係る情報を整理・保管し、検索・表示するデータベース化に取り組みます。
- ③建築物以外の事前の対策
ブロック塀の安全対策、ガラス飛散防止のため、町では被害発生のおそれのある建築物等を把握し、所有者等に対策を講じるように指導します。
- ④地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）
地震が発生し、被害を受けた建築物等の応急危険度判定が必要な場合、町は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、必要な措置を講じます。

■ 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等、及び計画の推進に関する事項

町は、耐震改修促進法で定義される所管行政庁である北海道（檜山支庁）と十分な連絡調整を行い、連携して、耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等や効果的な対策等に取り組んでいきます。